

日野町地域防災計画

(原子力災害対策編)

改定版

令和6年3月

日野町防災会議

一 日野町地域防災計画 原子力災害対策編 目次 一

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等	2
第6節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域	9
第7節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置	9
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	10
第9節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策	16
第2章 原子力災害事前対策	17
第1節 基本方針	17
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備	17
第3節 緊急事態応急体制の整備	19
第4節 安定ヨウ素剤の備蓄等の整備	19
第5節 住民等への情報伝達体制の整備	20
第6節 業務継続計画の策定	21
第7節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有	21
第8節 防災関係者等への研修の実施等	22
第9節 防災訓練の実施等	22
第3章 災害応急対策	23
第1節 基本方針	23
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	23
第3節 活動体制の確立	26
第4節 避難、屋内退避等の防護措置	34
第5節 治安の確保及び火災の予防	40
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	40
第7節 救助・救急及び医療活動	41
第8節 住民等への的確な情報伝達活動	41
第9節 避難住民の受入れ及び自発的支援の受入れ等	43
第10節 行政機関の業務継続に係る措置	44
第4章 原子力災害中長期対策	45
第1節 基本方針	45
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	45
第3節 放射性物質による環境汚染への対処	45

第4節	各種制限措置の解除	45
第5節	災害地域住民に係る記録等の作成	45
第6節	被災者等の生活再建等の支援	46
第7節	風評被害等の影響の軽減	46
第8節	心身の健康相談体制の整備	46

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、日野町（以下「町」という。）がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、上記以外の原子力発電所および原子力発電所以外の原子力施設や放射線施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で発電所及び施設外へ放出された場合、並びに核燃料物質等の輸送中に放射性物質または放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出された場合に際しても、この計画に準じて措置する。

第2節 計画の性格

第1 町における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、原子力災害の特殊性を踏まえた、町における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び滋賀県（以下「県」という。）の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて策定した。

なお、この計画は、「日野町地域防災計画」の原子力災害対策編として整理するものであり、この計画に定めのない事項については「日野町地域防災計画」（地震災害対策・風水害対策編）による。

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画や「原子力災害対策指針」、県の地域防災計画の改定や修正が行われた場合、また、町の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを修正し、町防災会議に提出する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、県及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、住民への周知を図る。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」（令和5年11月1日改正）を遵守する。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等

この計画の作成及び修正並びにこの計画に基づく防災対策の実施は、以下の災害想定に基づく。

第1 町の地域特性等

1 周辺地域における原子力事業所の立地状況

県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。

また、本町から最も近い関西電力（株）の大飯発電所までの直線距離は約74kmの位置にある。次いで、美浜発電所、敦賀発電所、高浜発電所までの距離は、それぞれ約75km、約79km、約83kmとなっている。

2 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。弱い風（3m/s未満）を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約45%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約40%の割合で吹いている。年平均風速は、平年値（1991年～2020年）で4.1m/sである。福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。

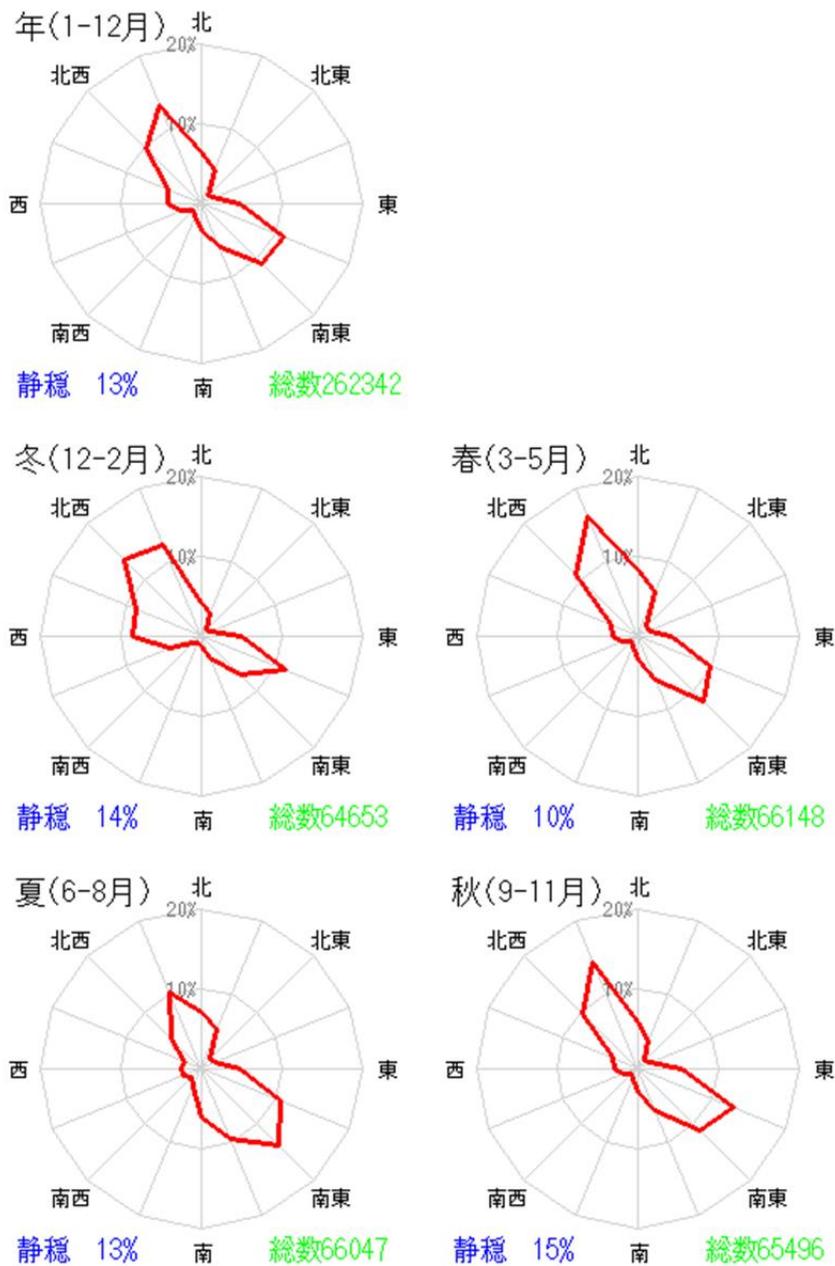
夏期は東から東南東の風が約 25%と最も多く、北西の風は 10%程度となっている。

本町に近い気象観測所である東近江地域気象観測所における気象の状況を示した風配図は次のとおり。

東近江地域気象観測所は、年間を通して北西もしくは北北西から、又は東南東もしくは南東からの風が多い。発電所が立地する方向である北西寄りの風は、夏季には出現頻度が低くなり、春季及び冬季では最も卓越した風向であるといえる。

(気象庁の観測所データは平年値 (1991 年～2020 年) を使用)

東近江 1991-2020年 風配図



東近江地域気象観測所における気象の状況 (1991 年～2020 年)

■ 計画の対象となる原子力事業所（1／4）

事業所名	敦賀発電所		新型転換炉原型炉 ふげん	高速増殖原型炉 もんじゅ
事業者名	日本原子力発電(株)		国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構
所在地	敦賀市明神町1		敦賀市明神町3	敦賀市白木2
設置番号	1号炉	2号炉	—	—
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	55.7万kW	71.4万kW
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	16.5万kW	28.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	二酸化ウラン 燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷重量	約52トン	約89トン	—	—
本格運転 開始年月日	S45.3.14 H27.4.27 運転終了	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	平成30年3月28日 廃止措置計画認可

■ 計画の対象となる原子力事業所（2／4）

事業所名	美浜発電所		
事業者名	関西電力(株)		
所在地	三方郡美浜町丹生		
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万kW
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約40トン	約48トン	約72トン
本格運転 開始年月日	S45.11.28 H27.4.27 運転終了	S47.7.25 H27.4.27 運転終了	S51.12.1

■ 計画の対象となる原子力事業所（3 / 4）

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力(株)			
所在地	大飯郡おおい町大島1			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約91トン	約91トン	約91トン	約91トン
本格運転 開始年月日	S54.3.27 H30.3.1 運転終了	S54.12.5 H30.3.1 運転終了	H3.12.18	H5.2.2

■ 計画の対象となる原子力事業所（4 / 4）

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力(株)			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦1			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料
燃料装荷重量	約72トン	約72トン	約72トン	約72トン
本格運転 開始年月日	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

第2 前提となる事態の想定等

1 この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、滋賀県が想定した以下の前提条件とする。なお、放射性物質の拡散予測については、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用した。

(1) 放射性物質

原子力安全委員会が示した「原子力施設等の防災対策について」(以下「防災指針」という。)においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

① キセノン

原子力安全・保安院が平成23年6月6日に発表した「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故にかかわる1号機、2号機及び、3号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1号機で $3.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ (ベクレル)、2号機で $3.5 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、3号機で $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ と試算されている。

そこで、放出量は最も放出量の高い3号機の $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ を用い、この量が1時間で放出されたものとする。

② ヨウ素

国立開発研究法人日本原子力研究開発機構が、平成23年5月12日に発表したヨウ素131の大気放出量の試算によると、3月15日の9時から15時までの6時間で $1.0 \times 10^{16} \text{Bq/h}$ (ベクレル/時)の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成23年8月24日、3月12日から15日のヨウ素131の放出率の再推定値が発表され、3月15日7時から10時まで、 $2 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出、13時から17時まで $4 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出と下方修正された。本計画においては、この推定放出量を上回る $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$ が6時間で放出されたものとする。

(3) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

(4) 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成22年(2010年)のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向

を考慮し、比較的風速が弱い(～1m/s)日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

第3 予測される影響等

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone) 及び緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Planning Zone) が定められている。

〈原子力災害対策重点区域の範囲〉

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 発電用原子炉施設が設置されている原子力事業所に係るPAZの具体的な範囲については、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Zone)	確立的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径30km」を目安とする。

1 希ガスによる、外部被ばくによる実効線量

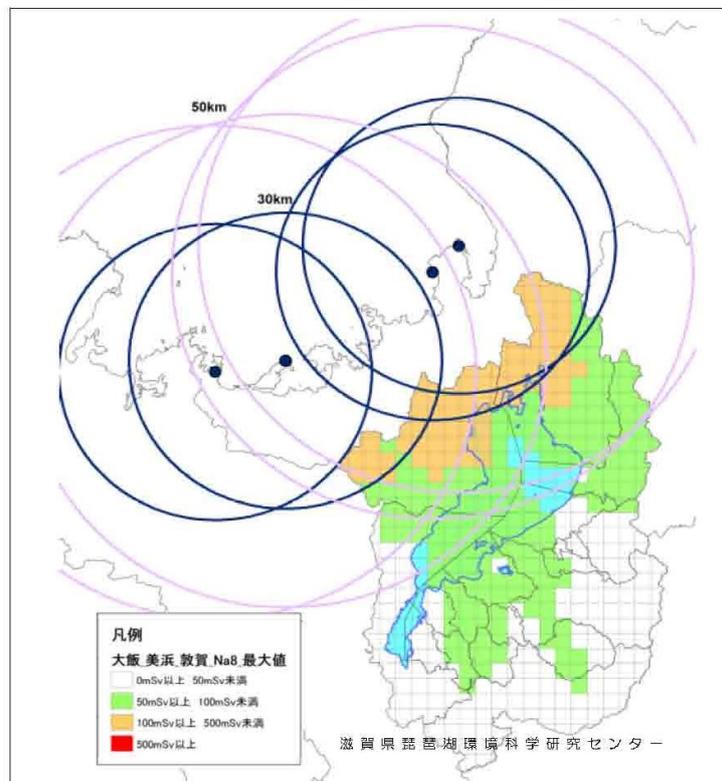
希ガスによる外部被ばく線量は、10mSvを大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

2 放射性ヨウ素による甲状腺被ばく等価線量

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径30～50kmの範囲で、甲状腺被ばく等価線量は100mSv～500mSv、それ以外の県内ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv～100mSvと予測されており、本町においても、住民は、自宅等への屋内退避を考慮する必要があると

判断できる。

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



第6節 原子力災害対策の重点地域と本町の関係

県は、原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に充実すべき地域は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている「原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲のU P Zの目安の距離(原子力施設から概ね半径 30 km)」や県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、原子力災害対策を重点的に充実すべき地域を包含する市を高島市と長浜市としている。(以下「関係周辺市」という。)

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一、本町等、上記の関係周辺市以外の地域に影響が及び、又は及ぶおそれのある場合は、上記の関係周辺市で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずることとしている。

第7節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

- 1 原子力施設から放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてU P Z外においても屋内退避を実施する。
- 2 U P Z内外にかかわらず、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL : Operational Intervention Level)と照らし合わせ、避難(OIL2に基づく一時移転を含む。)、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、日野町、東近江行政組合消防本部、県、県警察本部、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 日野町

- (1) 原子力防災に関する組織の整備
- (2) 原子力防災に関する知識の普及及び情報共有
- (3) 原子力防災に関する教育・訓練
- (4) 通信・連絡網の整備
- (5) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備
- (6) 環境条件の把握
- (7) 災害状況の把握及び伝達
- (8) 災害対策本部等に関する事務
- (9) 緊急時における国、県等との連絡調整
- (10) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力
- (11) 広報
- (12) 退避及び避難に関する計画に関すること
- (13) 住民の退避・避難、立入制限等
- (14) 緊急時医療措置に関する事務
- (15) 飲食物等の摂取制限等
- (16) 緊急輸送及び必要物資の調達
- (17) 飲食物及び生活必需品の供給
- (18) 職員の被ばく管理
- (19) 災害救助法の適用
- (20) 義援金、義援物資の受入れ及び配分
- (21) 広域応援の要請及び受入れ
- (22) ボランティアの受入れ
- (23) 汚染の除去等
- (24) 各種制限措置の解除
- (25) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (26) 風評被害等の影響の軽減
- (27) 住民相談体制の整備
- (28) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (29) 心身の健康相談体制の整備
- (30) 関係周辺市の応援
- (31) 避難誘導の援助

- (32) 広域避難所の開設
- (33) 県の行う原子力防災対策に対する協力

2 東近江行政組合消防本部

- (1) 緊急時における放射線検出活動を含む情報収集及び町・県等との初動の連絡調整
- (2) 消防対策本部等の設置
- (3) 住民の避難誘導・救助等
- (4) 救急搬送に関すること
- (5) 住民への緊急通報の伝達（広報）
- (6) 広域避難時の危険物・火薬類等に対する措置命令の発令
- (7) 職員の被ばく管理と汚染防護
- (8) 緊急消防援助隊の受入に関すること
- (9) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務
- (10) 原子力防災・防護資機材の調達・整備に関すること

3 滋賀県

- (1) 滋賀県防災会議に関する事務
- (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理
- (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収
- (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携
- (5) 原子力防災に関する組織の整備
- (6) 原子力防災に関する知識の普及及び情報共有
- (7) 原子力防災に関する教育・訓練
- (8) 通信・連絡網の整備
- (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備
- (10) 環境条件の把握
- (11) 災害状況の把握及び伝達
- (12) 滋賀県災害警戒本部及び災害対策本部に関する事務
- (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表
- (14) 広報
- (15) 住民の退避・避難、立入制限等
- (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請
- (17) 緊急時医療措置に関する事務
- (18) 飲食物等の摂取制限等
- (19) 緊急輸送及び必要物資の調達
- (20) 飲食物及び生活必需品の供給
- (21) 職員の被ばく管理
- (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ
- (23) 災害救助法の適用
- (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分

- (25) 広域応援の要請及び受入れ
- (26) ボランティアの受入れ
- (27) 汚染の除去等
- (28) 各種制限措置の解除
- (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (30) 風評被害等の影響の軽減
- (31) 住民相談体制の整備
- (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (33) 心身の健康相談体制の整備
- (34) 物価の監視
- (35) 関係市及びその他の市町への原子力防災対策に関する助言及び協力
- (36) 関係市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

4 滋賀県警察本部（東近江警察署）

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) 警察職員の被ばく対策
- (6) その他原子力災害警備に必要な措置

5 指定地方行政機関

- (1) 近畿管区警察局
 - ① 管区内府県警察の指導、調整
 - ② 他管区警察局との連携
 - ③ 関係機関との協力
 - ④ 情報の収集及び連絡
 - ⑤ 警察通信の運用
- (2) 近畿財務局(大津財務事務所)
 - ① 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通
 - ② 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - ③ 原子力災害に関する財政金融状況の調査
 - ④ 国有財産の無償貸付等
- (3) 近畿厚生局
 - ① 救援等に係る情報の収集及び提供
- (4) 近畿農政局（滋賀県拠点）
 - ① 原子力災害時における応急用食料品の供給支援
 - ② 農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供
- (5) 近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）
 - ① 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること

- (6) 近畿経済産業局
 - ① 物資の供給および燃料の供給に関する情報収集等
 - ② 被災産業調査・分析・支援
 - ③ 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援
 - (7) 近畿運輸局（滋賀運輸支局）
 - ① 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定及び収用の協力要請
 - ② 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請
 - ③ 原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達
 - ④ 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
 - ⑤ 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する運航協力要請
 - ⑥ 原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整
 - ⑦ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
 - (8) 大阪管区気象台（彦根地方気象台）
 - ① 気象状況の監視
 - ② 気象に関する資料・情報の提供
 - (9) 近畿総合通信局
 - ① 電波及び有線電気通信の監理
 - ② 非常通信訓練の計画及びその実施指導
 - ③ 非常通信協議会の育成指導
 - ④ 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
 - ⑤ 原子力災害時における重要通信の確保
 - ⑥ 災害対策用移動通信機器等の貸出し
 - (10) 滋賀労働局
 - ① 原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償
 - (11) 近畿地方整備局（琵琶湖河川事務所、滋賀国道事務所）
 - ① 一般国道（指定区間）の管理
 - ② 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
 - ③ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
 - ④ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
 - (12) 近畿地方環境事務所
 - ① 環境監視体制の支援に関すること
 - ② 災害廃棄物の処理対策に関すること
 - ③ 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援
 - ④ 危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援
- 6 自衛隊（陸上自衛隊今津駐屯部隊）**
- (1) 災害派遣要請に対する調整
 - (2) 原子力災害時における人命及び財産の救護のための部隊の派遣
 - (3) 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

7 指定公共機関

- (1) 西日本旅客鉄道(株) (京滋支社)
 - ① 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
- (2) 西日本電信電話(株) (N T T滋賀支店)
 - ① 原子力災害時における有線通信の確保
- (3) 日本赤十字社 (滋賀県支部)
 - ① 医療救護
 - ② こころのケア
 - ③ 救護物資の備蓄及び配分
 - ④ 災害時の血液製剤の供給
 - ⑤ 義援金の受付及び配分
 - ⑥ その他災害救護に必要な業務
 - ⑦ ①～⑥の救護業務に関連し、次の業務を実施
 - (1) 復旧・復興に関する業務
 - ア. 生活再建支援
 - イ. その他復旧・復興に必要な業務
 - (2) 防災・減災に関する業務
 - ア. 防災教育
 - イ. その他防災・減災に必要な業務
- (4) 日本放送協会 (大津放送局)
 - ① 原子力防災に関する知識の普及の協力
 - ② 原子力災害時における広報
 - ③ 災害情報及び各種指示等の伝達
- (5) 西日本高速道路(株) (関西支社)、中日本高速道路(株) (名古屋支社、金沢支社)
 - ① 原子力災害時における道路交通の確保等
- (6) 日本通運(株) (大津支店)
 - ① 災害対策用物資の輸送
- (7) 関西電力(株)、日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所)、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (高速増殖原型炉もんじゅ、新型転換炉原型炉ふげん)
 - ① 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
 - ② 原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営
 - ③ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
 - ④ 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設及び設備の整備点検
 - ⑤ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施
 - ⑥ 関係機関との連携
 - ⑦ 緊急時における通報及び報告
 - ⑧ 緊急時における応急措置
 - ⑨ 緊急事態応急対策

- ⑩ 原子力災害事後対策の実施
- ⑪ その他、県及び関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力

8 指定地方公共機関

- (1) 近江鉄道㈱
 - ① 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
- (2) (一社) 滋賀県バス協会、(一社) 滋賀県トラック協会
 - ① 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
- (3) (一社) 滋賀県医師会
 - ① 原子力災害時における医療救護活動の実施
- (4) 公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会
 - ① 原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
 - ② 原子力災害時における医薬品等の管理
- (5) 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
 - ① 災害ボランティア活動の支援
 - ② 避難行動要支援者の避難支援への協力
- (6) ㈱京都放送、びわ湖放送㈱
 - ① 原子力防災に関する知識の普及の協力
 - ② 原子力災害時における広報
 - ③ 災害情報及び各種指示等の伝達
- (7) 一般社団法人 滋賀県エルピーガス協会
 - ① 原子力災害時における施設の整備、防災管理
 - ② 原子力災害時におけるガス供給の確保

第9節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、町は県と連携し、住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

第1 迅速な情報収集と住民等に対する情報伝達

町は、重大な事故が発生した場合、県と連携し、国、県からモニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等、情報を迅速に把握し、住民に的確に伝達するよう努める。

第2 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- (1) 住民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、広報に努める。
- (2) 放射線や放射線医学等に関する専門家の監修の下、町は県と連携し、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、分かりやすい情報提供に努める。
- (3) 学校教育の場においても、町は県と連携し、原子力災害に関する知識の普及に努める。

第3 緊急事態応急対策に従事する者に対する研修

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国の機関や県等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、緊急事態応急対策に従事する者の資質向上に努める。

第4 相談体制の整備

原子力に係る重大な事故が発生した場合、住民等からの問合せに対する対応ができるよう、問合せ窓口を設置し、国や県、専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制を整備することに努める。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるもの。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県と連携し、国、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制整備等を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県と連携し、原子力災害に対し万全を期すため、原子力事業者等の防災関係機関との間において事故等の状況、環境放射線のモニタリング結果及び屋内退避、避難その他の防護措置に関する情報等の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

1 情報収集・連絡要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これに当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

2 連絡調整機関の設置

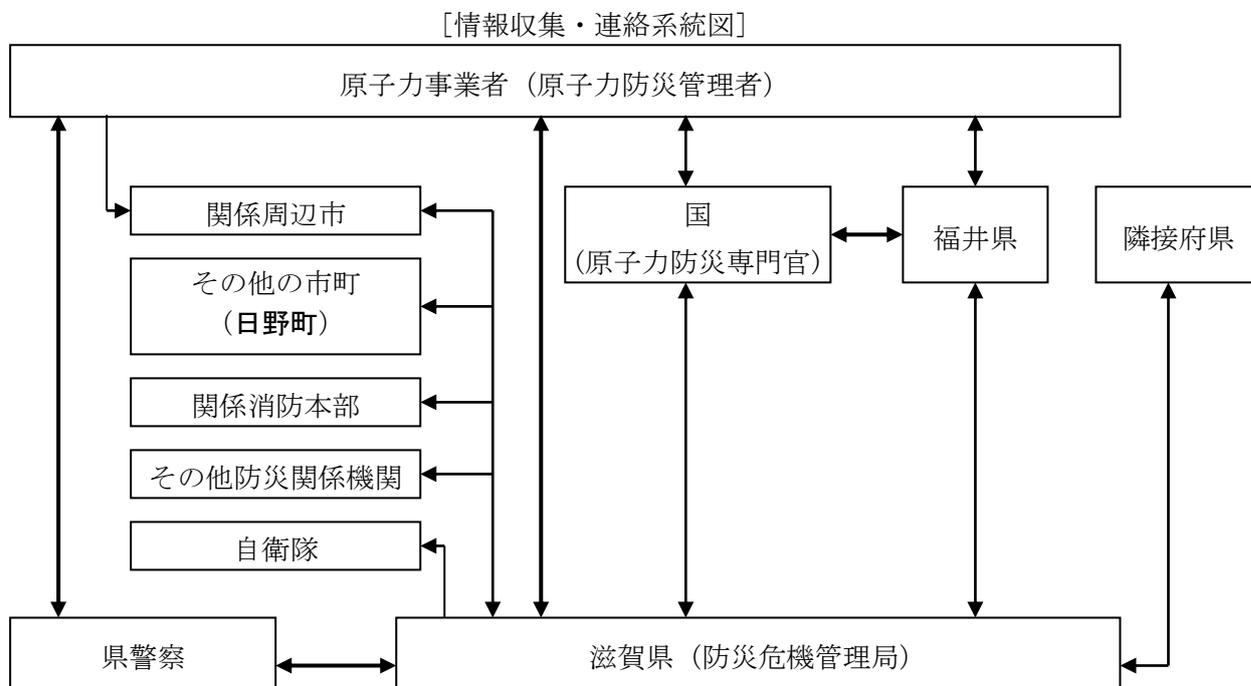
町は、県が設置する連絡調整機関に協力し、平常時より原子力災害対策に関する情報の交換に努める。

3 機動的な情報収集体制

町は、県が機動的な情報収集活動を行うための車両など多様な情報収集手段を活用する体制の整備に協力する。

4 情報収集・連絡体制の整備

町は、原子力災害発生時において、県が国、福井県及び原子力事業者等防災関係機関から収集した情報等により、状況の把握に努める。



第2 通信手段の確保

町は、原子力災害対策を円滑に実施するため、県からの状況報告が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網の整備に努める。

第3 環境放射線モニタリング体制

町は、県から提供されたモニタリング情報を的確に受入れできる体制を整備するとともに、住民に提供し有効活用できるよう体制を整備する。

なお県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持に努めるとともに、緊急時における迅速な運用体制を整備する。また、大気中放射性物質の拡散計算による予測データの活用を図るため、防護措置の実施区域や季節等の条件設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や同計算の特性を平常時に整理しておく。

さらに県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、次の体制整備を計画している。

- (1) 平常時より環境放射線モニタリングを実施するために必要な体制の整備
- (2) 影響評価に用いる比較データの収集体制の整備
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの実施体制の整備

第3節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる緊急事態応援体制にかかる事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

町は、国、県から警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合は、第3編第1章第1節第1により体制整備を図る。

第2 防災関係機関相互の連携体制

町は、必要に応じて県その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第3 応援協力体制等

町は、緊急時における応急対策の実施にあたって、県や国、原子力事業者、他市町からの応援及び協力が得られるよう内容等について必要に応じて調整を行う。

第4 専門家の派遣要請

町は、緊急時の備え、必要に応じて県に対して原子力防災に関する専門家や原子力災害時の医療に関して助言できる専門家等の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定める。

第4節 安定ヨウ素剤の備蓄等の整備

第1 原子力災害医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

第2 安定ヨウ素剤の備蓄等

町は、今後、国の「原子力災害対策指針」等に基づき、安定ヨウ素剤の服用基準や配布方法、備蓄体制について、整備を行う。また、これらについて医療機関との連携を図る。

第5節 住民等への情報伝達体制の整備

第1 情報提供項目

町は、県から提供される情報を的確に住民に伝えることができるよう、住民に伝えるべき情報の項目について、次により予め整理しておく。

- ・原子力災害及び現地における応急対策の状況
- ・県下における影響の有無やその程度
- ・県や国等が講じている応急対策に関する情報
- ・交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- ・滋賀県環境放射線モニタリングシステムデータ
- ・環境試料モニタリングデータ
- ・原子力事業者の測定データ
- ・福井県原子力環境監視センターデータ
- ・京都府環境放射線監視テレメータシステムデータ
- ・原子力規制委員会放射線モニタリング情報
- ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所のサイト
- ・公益財団法人原子力安全研究協会のサイト 等

第2 情報伝達体制等の整備

- (1) 情報伝達体制については、日野町地域防災計画【地震災害対策・風水害対策編】（第2編 第2章 第2節）の例による。
- (2) 町は県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

第6節 業務継続計画の策定

日野町地域防災計画【地震災害対策・風水害対策編】（第2編第2章第1節第4）による。

第7節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- (1) 町は、県の助言を受け、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と情報共有のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 原子力施設の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑥ 屋内退避の方法に関すること（窓を閉め、エアコン・換気扇を止め気密性に配慮など）
 - ⑦ 屋内退避所、避難所に関すること
 - ⑧ 安定ヨウ素剤の服用に関すること
 - ⑨ 放射性物質による汚染の除去に関すること
 - ⑩ 避難行動要支援者への支援に関すること
 - ⑪ 緊急時にとるべき行動に関すること
- (2) 町は、教育機関、民間団体等と連携のもと、防災教育を実施する。また、町立小中学校においては、文部科学省発行「放射線等に関する副読本」を活用し、児童・生徒に対して放射線に関する教育を実施する。

第8節 防災関係者等への研修の実施等

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が職員や消防団員など防災関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修に積極的に受講に努めるとともに、また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について職員に対する研修を、必要に応じ実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 放射性物質及び放射線の測定方法並びに機器を含む防護対策上の諸設備に関すること
- (6) 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (9) その他緊急時対応に関すること

第9節 防災訓練の実施等

町は、地震や風水害などの防災訓練に合わせて、必要に応じて、原子力災害に関する訓練に取り組む。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応および全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 計画の方針

原子力災害時には、町は原子力事業者から直接連絡を受ける立場にはなく、放射性物質の測定機器を完備していないことから、県からの情報提供を受けて対応することが基本となる。そのため、情報収集においては、県との連絡調整を密にすることを基本方針とする。

第2 緊急時の情報収集

町は、原子力災害発生時(緊急時)において、県が以下により、国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、又は県が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

1 原子力防災管理者が行う通報

原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者(以下「原子力防災管理者」という。)が、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災体制を発令したときなどの緊急時に該当する場合の通報をいう。

2 情報収集事態

県は、国(原子力規制委員会)から情報収集事態発生連絡を受けた場合、関係周辺市・関係する指定地方公共機関及びその他の市町にも連絡することとされている。

3 警戒事態発生時の通報

県は、国(原子力規制委員会)から警戒事態発生連絡を受けた場合等に、関係周辺市・関係する指定地方公共機関及びその他の市町にも連絡する通報をいう。

4 施設敷地緊急事態発生時の通報

原子力事業所の原子力防災管理者が、施設敷地緊急事態発見後又は発見の通報を受けた場

合、15分以内を目途として、県をはじめ防災関係機関に文書(ファクシミリ)で行う通報及び原子力規制委員会が原子力事業者から通報を受けた事象について施設敷地緊急事態が発生したと判断した場合に、県をはじめ防災関係機関に行く連絡をいう。

5 全面緊急事態発生時の連絡

原子力防災管理者が全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合に県をはじめ防災関係機関に行く連絡及び原子力規制委員会が、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等について、県をはじめ防災関係機関に行く連絡をいう。なお、原子力緊急事態宣言の発出時には、内閣総理大臣は以下の事項を公示することとされている。

- (1) 緊急事態応急対策を実施すべき地域
- (2) 原子力緊急事態の概要
- (3) 緊急事態応急対策を実施すべき地域内の居住者等に周知させるべき事項

第3 応急対策活動情報等の情報収集

町は、原子力事業者による緊急時通報の後において、県が、以下により国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受け、緊急時通報後の状況の把握に努める。

1 警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡後の経過報告

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡を行った後の経過状況について、遅滞なく随時、県及び関係周辺市等に随時報告することとされている。

2 施設敷地緊急事態発生後の連絡等

(1) 原子力事業者等から県への報告

原子力事業者が、県をはじめ防災関係機関に対し、原子力事業所の状況、応急対策活動及び事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に行う報告をいう。

(2) 原子力規制委員会と県との連絡

県は、国(原子力防災専門官を含む。)から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡することとされている。

第4 全面緊急事態発生後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

1 町が行う対応

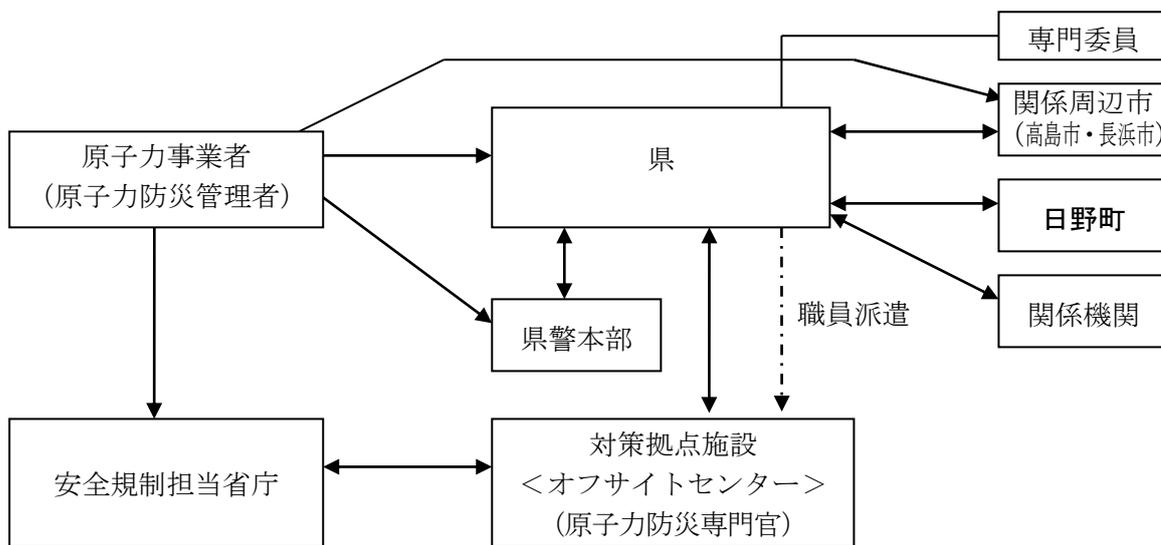
町は、原子力緊急事態宣言発出後、常時必要な情報を収集するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、県及び防災関係機関と必要な調整を行う。

第5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

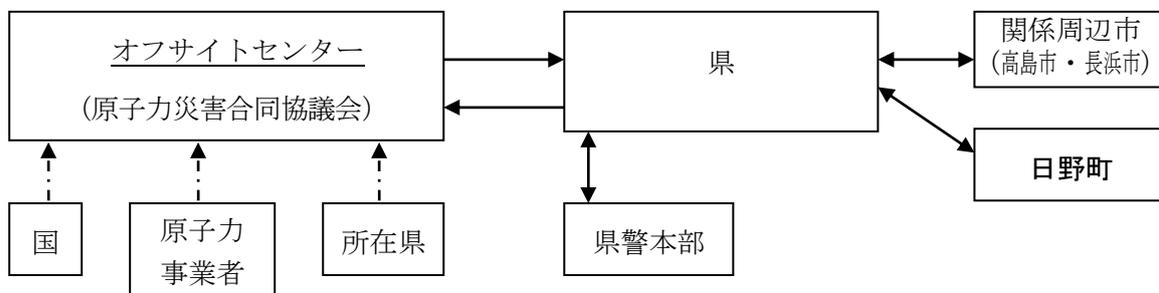
町は、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

[各連絡系統図]

1 施設敷地緊急事態発生時



2 原子力緊急事態宣言発出後



第3節 活動体制の確立

第1 町の活動体制

1 動員体制

職員の動員配備の基準は、次に示す表による。

	配 備 レ ベ ル	町の配備体制
情報収集事態 【フェーズ1】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき。 (2) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したとの連絡が県にあったとき。 (3) その他、町長が警戒体制を必要と決定したとき。	警戒体制 ・本部員 総務課長 建設計画課長 ・総務班 総務班のあらかじめ指定された職員 ・その他の職員については自宅待機
警戒事態 【フェーズ2】	(1) 原子力防災管理者から緊急時の通報が県にあり、町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。 (3) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき。 (4) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき。 (5) その他、町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部体制 ・本部指令室 本部長、副本部長、本部員 ・本部付各班 班長、副班長 総務班員 土木班員 上下水道班 民生班 ・地区班 班長、副班長 ・その他の職員については自宅待機
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】	(1) 原子力防災管理者から緊急時の通報が県にあり、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 (2) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき。 (3) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき。 (4) 福井県及び県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h 以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。 (5) その他、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部体制 ・本部指令室 本部長、副本部長、本部員 ・本部付各班 全員 ・地区班 全員 (所定の場所へ) ・その他の職員も参集
全面緊急事態 【フェーズ4】	(1) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき。 (2) 内閣総理大臣が、「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。	

※ただし、この表については原子力事故災害の災害状況のフェーズと県からの情報伝達のフェーズにより、町の配備体制に関して段階を踏む必要があると考えられるため、今後検討を進め改定する。

2 警戒体制

(1) 警戒体制の決定及び解除基準

総務課長は、次の場合に警戒体制を決定し、又は解除する。

① 警戒体制の決定基準

- ア 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき
- イ 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したとの連絡が県にあったとき
- ウ その他町長が警戒体制を決定したとき

② 警戒体制の解除基準

- ア 原子力事業所の事故が終結したとき
- イ 震度5弱又は震度5強の地震が発生したが、原子力施設に影響がなかったとき
- ウ 事故の進展により災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(2) 業務内容

総務班は、県と連携を図り情報の収集を行う。

(3) 警戒体制を決定した場合の県への連絡

総務課長が警戒体制を決定した場合、町は、県にその旨を連絡する。

3 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置及び廃止基準

町長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、又は廃止する。

① 災害警戒本部の設置基準

- ア 原子力防災管理者から緊急時の通報が県にあり、町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき
- イ 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき
- ウ 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき
- エ 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき
- オ その他、町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

② 災害警戒本部の廃止基準

- ア 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は対策の必要がなくなったとき
- イ 災害対策本部が設置されたとき

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は日野町役場庁舎とする。

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置及び廃止基準

町は、次の場合に災害対策本部を設置し、又は廃止する。

① 災害対策本部の設置基準

ア 原子力防災管理者から緊急時の通報が県にあり、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき

イ 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき

ウ 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき

エ 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき

オ その他、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき

カ 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき

キ 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

② 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示(以下「原子力緊急事態解除宣言」という。)がなされ、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言が発出され、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は災害対策本部の必要がなくなったとき。

(2) 災害対策本部の設置要領

① 指揮命令権者

対策本部の指揮命令権者である本部長は町長とし、町長不在の場合は副町長を本部長代理とする。副町長が、不在の場合は、本部員の中から次の順序で本部長代理とする。

[町長・副町長不在の場合の本部長代理とする順位]

1	教育長
2	総務政策主監
3	産業建設主監
4	総務課長
5	建設計画課長
6	地域防災室長

② 設置場所

災害対策本部の設置場所は、第1候補を日野町役場庁舎とし、第2候補を日野公民館とする。

③ 組織体制

災害対策本部の組織図及び各班の編成と事務分掌は、日野町地域防災計画【地震災害対策・風水害対策編】による。

[災害対策本部の事務分掌]

班名	係名	事務分掌	災害警戒本部	
総務班	総務係	① 気象及び地震等の情報収集	○	
		② 被害情報等の収集、分析及び評価（町内踏査を含む）	○	
		③ 災害対策活動の非常体制及び動員配備の決定	○	
		④ 災害対策本部の設置及び廃止	○	
		⑤ 職員の出動状況の把握及び記録	○	
		⑥ 職員の被災状況調査	○	
		⑦ 災害活動従事職員の被服、食糧、諸手当等	○	
		⑧ 町議会、県及びその他防災関係機関への報告、連絡調整	○	
		⑨ 自衛隊・他の地方公共団体等の派遣要請及び受入調整	○	
		⑩ 民間団体への応援要請		
		⑪ (原) 退避・避難の勧告。指示又は解除に関すること		
		⑫ (原) 原子力災害に係る知識の普及に関すること		
		⑬ (原) 原子力災害に特有な資機材の整備に関すること		
		⑭ (原) 原子力災害に係る情報収集に関すること		
	広報係	① 被災者からの問合せ、相談、要望等に対する応対	○	
		② 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達	○	
		③ 災害に関する写真、ビデオ等による記録	○	
		④ 報道機関との連絡調整及び災害広報	○	
		⑤ 避難指示等の広報	○	
	通信設備係	① 通信手段（携帯電話・無線機）機器の確保	○	
		② 災害応急車両の確保、配車	○	
		③ 庁舎内の非常用電源の確保及び臨時電話の仮設	○	
	財政係	① 災害関係予算の措置	○	
		② 経費及び関連物品の調達	○	
		③ 災害関係経費の出納管理	○	
	民生班	福祉・ボランティア係	① 災害救助法の適用	
			② 要配慮者の避難誘導と支援	
③ 指定避難所の運営				
④ 指定避難所における避難者の介護				
⑤ 被災者の援護及び相談				
⑥ 日本赤十字社との連絡調整				
⑦ 各種団体への協力要請及び連絡調整				
⑧ ボランティアの登録、及び配置				
⑨ 保育所園児及び保育施設の被害調査			○	
⑩ 応急食糧及び救援物資の確保、供給				
⑪ (原) 職員の被ばく管理に関すること				
⑫ (原) 飲食物の摂取制限に関すること				
医療救護係		① 救護所の開設	○	
		② 保健所及び県医師会への応援要請	○	
		③ 医療機関、医師ボランティア等との連絡調整	○	
		④ 重傷者の搬送	○	

		⑤ 避難行動要支援者の救助	
		⑥ (原)安定ヨウ素剤の配布・服用指示に関する こと(主)	
		⑦ (原)原子力災害医療の協力に関する こと	
	物資調達係	① 食糧及び物資の調達	
		② 救援物資の集出荷場所の確保	
		③ 救援物資の受入及び配送	
		④ 医薬品の調達、供給	
		⑤ (原)安定ヨウ素剤の配布・服用指示に関する こと	
	被災者確認係	① 人的被害の調査、把握	○
		② 被災者の氏名、戸籍、住民基本台帳による確認	
		③ 被災者名簿の作成	
		④ 尋ね人の相談	
	衛生係	① 遺体の検視及び保管等	
		② 仮設トイレの設置及び維持管理	
		③ 日野町災害廃棄物処理計画に基づく災害廃 棄物処理チームの設置及び塵芥収集処理	
④ 防疫・衛生(防疫班の編成)			
⑤ 埋火葬の許可			
⑥ 葬祭業者等に対する協力要請			
⑦ 火葬場の管理			
⑧ (原)放射性物質による汚染状況調査等に 関すること			
⑨ (原)汚染の除去に関する こと			
土木班	建設係	① 二次災害の防止	
		② 危険地域・危険構造物等の判定と立入禁止 処置	○
		③ 災害対策作業の現地指導	
		④ 家屋の被害調査	○
		⑤ 河川、橋梁、道路、砂防、地すべり等の被害 調査及び応急対策	○
		⑥ 避難路及び救援路の確保	
		⑦ 緊急輸送路の確保	
		⑧ 国、県の道路管理者、河川管理者との連絡 調整	
		⑨ 建設工業会等との連絡調整	
		⑩ 電力、電話及びガス施設の応急対策	
		⑪ 開発地の被害調査及び応急対策	○
		⑫ 民間建築物の危険度判定	
		⑬ 応急仮設住宅の建設	
		⑭ (原)放射性に係る立入制限等に関する こと	
農業土木係	① 農業土木関係の被害調査及び応急対策	○	
	② ため池の危険防止		
	③ 農林水産物及び家畜の被害調査	○	
	④ 家畜の応急救護及び防疫		
	⑤ (原)農林畜水産物の採取出荷制限に関する こと		
	⑥ (原)風評被害の軽減に関する こと		
上下水道班	給水係	① 上水道の被害調査、災害対策状況の把握	○
		② 被災地区の応急給水	
		③ 施設の被害調査及び応急復旧の工事	
		④ 応急復旧用諸資材の調達及び会計	
		⑤ (原)上水道の摂取制限に関する こと	
下水道係	① 下水道施設の被害調査、災害対策状況の把握	○	

		② 下水道施設の応急復旧対策	
		③ 応急処理用資機材の確保	
経済班	商工係	① 商工業者の被害調査	○
		② 商工業者への指導、協力要請及び連絡調整	
		③ 旅館等宿泊施設の斡旋に関すること	
		④ 物資調達への協力依頼	
		⑤ 観光施設の被害調査	
		⑥ 観光客への情報提供	
		⑦ 観光客への応急対策	
施設班	施設係	① 園児、児童、生徒、教職員の被害調査	○
		② 公共施設、文化財の被害調査	
		③ 非常時における教育機関の運営・指導	
		④ 教材の供与等応急教育対策	
		⑤ 園児、児童、生徒の避難誘導	
		⑥ 被災児童・生徒の就学	
		⑦ 被災児童・生徒に対する教科書・学用品等の支給	
	避難所運営係	① 指定避難所（教育施設）の設置、運営への支援	○
		② 被災者等に対する炊出し及び救助用食糧の確保	
		③ 主食、副食等の調理及び斡旋ならびに配分	
消防班 (消防団)	現地係	① 被災地区の火災防御及び人命救助	
		② 傷病者等の輸送計画	
		③ 被災地区の警戒	○
		④ その他被災における応急作業	
		⑤ 消防団員の出動指令	○
		⑥ 気象予報及び気象警報の伝達	○
		⑦ 無線統制	○
		⑧ 管轄区域の警戒、巡視及び報告	○
		⑨ 住民の避難誘導	○
		⑩ 被災者の人命救助	○
		⑪ 防災作業全般	○
地区班	連絡係	① 地区連絡所の開設及び標示板の掲示	○
		② 被害情報の収集及び本部への連絡	○
		③ 住民に対する広報活動	○
		④ 救護所の開設及び救護活動の支援	○
		⑤ その他、本部から指示された事項	○
	地区係	① 指定避難所の開設及び住民の避難誘導の支援	○
		② 炊出し、物資配布等指定避難所の管理	○
		③ 指定避難所把握（避難者名簿作成）	○
		④ その他、本部から指示された事項	○

5 原子力緊急事態宣言発出後の対応

国では、原子力緊急事態宣言発出後、次に掲げる緊急事態応急対策を講ずることとしているが、町においては、本節4に定める町の災害対策本部を継続する。

6 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所

在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

なお、避難については、人命への直接リスクが極めて高い災害に対する避難行動を優先することを基本とし、人命の安全を第一とする。

第2 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

町は、必要に応じ、国、県及び原子力関係機関等に対し応援要請を行う。

2 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

また、町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第3 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、すみやかに知事に対し、撤収要請を要求する。

[派遣要請先]

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】
海上自衛隊舞鶴地方総監(連絡窓口：防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】
航空自衛隊中部航空方面隊司令官(連絡窓口：防衛部) (埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】

(注) 陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第3偵察戦闘大隊第3係(高島市今津町今津平郷国有地 TEL0740-22-2581【内線235】)を窓口として要請する。

また、海上自衛隊舞鶴地方総監及び航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第3偵察戦闘大隊に通報する。

第4 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

1 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針

町は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 防護対策

災害対策本部長は、必要に応じその管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

- (1) 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 町は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- (3) 町の放射線防護を担う班は、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- (4) 町は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を確保する。
- (5) 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動を行う職員等の安全確保のため、県と相互に密接な情報交換を行う。

第5 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町は、県と協力して、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推

進する。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OIL と防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおり。

原子力事業所において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。

この方針に沿って、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

第1 防護基準

原子力災害対策指針の「防護措置基準」は、別表1のとおり。

この防護措置基準等は、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）においてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方公共団体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。

別表1 防護措置基準

■OILと防護措置について（原子力防災対策指針を基に滋賀県で一部修正）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開

始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第2 屋内退避

1 町がとるべき措置

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、国または県からの屋内退避の指示を受けたときは、すみやかに住民に対して屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。

- (1) 町の災害対策本部からの緊急通報であること
- (2) 事故の概要
- (3) 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- (4) 応急対策の状況及び今後とるべき措置
- (5) 屋内退避措置をとること及び対象地区
- (6) 屋内退避に当たっての注意事項（窓を閉め、エアコン・換気扇を止め気密性に配慮など）
- (7) 飲食物等の摂取制限に関する事項
- (8) その他必要事項

2 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県及び町の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、保護者等へ連絡する。

第3 屋内退避（コンクリート建家の屋内退避）

1 町がとるべき措置

(1) 退避所

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、放射性物質又は放射線の放出に伴う予測線量の増加により、本町に影響が及ぶと予測される場合、原子力災害の危険性に配慮し、本町においてコンクリート建家の屋内に退避を指示する。

なお、コンクリート建家への避難の際に被ばくするおそれ等がある場合は、一時的に自宅等で屋内退避を行うものとする。被ばくのおそれ等がなくなっても屋内退避指示が解除されていなければコンクリート建家へ退避を行う（屋内退避指示は最低でも数日間は経過しなければ解除されない）。

(2) 町から住民への指示・伝達

町は、すみやかに住民、屋内退避区域に所在する学校、社会福祉施設等の長にコンクリート建家の屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。

- ① 町災害対策本部からの緊急通報であること
- ② 事故の概要
- ③ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- ④ 応急対策の状況及び今後とるべき措置

- ⑤ コンクリート建家の屋内に退避する対象地区
 - ⑥ 退避場所
 - ⑦ 輸送手段等、退避の具体的な手順
 - ⑧ 退避に当たっての注意事項（携行品、外へ出るときの注意など）
 - ⑨ 安定ヨウ素剤の服用及び飲食物等の摂取制限に関する事項
 - ⑩ その他必要事項
- (3) 防災関係機関との協力
町は、県、県警察本部、東近江行政組合消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力して退避等の措置を実施する。
- (4) 退避所への退避方法
コンクリート建家の屋内退避は、基本的には退避所まで徒歩で移動するが、町は、退避の措置を実施するに当たり、自力で退避のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意する。また、被ばくしていることが予想される者については、東近江行政組合消防本部に対して救護所等への輸送を依頼するとともに、緊急時医療本部にその旨を連絡する。
- (5) 退避所責任者の派遣
町は、コンクリート建家の屋内退避の決定をしたときは、直ちに各退避所にあらかじめ定めた職員を退避所責任者として派遣し、退避者の把握、物資の供与、衛生、火気取締り、関係方面との連絡等に当たらせる。
- (6) 退避所の運営
退避所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て退避所の運営を行う。また、退避所に備蓄されている飲食物等は、汚染状況が判明するまで使用しない。
- (7) コンクリート建家の屋内退避措置の実施状況の把握等
町は、退避所責任者等を通じて、屋内退避した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し個別訪問を行うなどして、屋内退避の実施状況を把握する。
併せて、退避所における安否情報、緊急に必要とする飲食物及び生活必需品の調達要望情報等、退避所運営に必要な情報を、退避所、町及び県との間において相互に伝達することにより、退避所の円滑な運営に努める。

2 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県及び町の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切にコンクリート建家の屋内退避をさせるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用、保護者等へ連絡する。

3 救護所の設置

町は、退避所の救護所設置について、県及び関係機関に協力を要請する。

第4 避難

1 町がとるべき措置

(1) 避難所の開設

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、本町において避難が決定され指示を受けたときは、避難所を開設し、又は県に対して避難先の調整を依頼する。

(2) 町から住民への指示・伝達

町は、県からの指示を受けたときは、すみやかに住民、避難区域に所在する学校、社会福祉施設等の長に避難を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。

- ① 町災害対策本部からの緊急通報であること
- ② 事故の概要
- ③ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- ④ 講じている対策及び今後とるべき措置
- ⑤ 避難の対象地区
- ⑥ 集合場所、避難所
- ⑦ 輸送手段等、避難の具体的な手順
- ⑧ 避難に当たっての注意事項
- ⑨ 安定ヨウ素剤の服用及び飲食物等の摂取制限に関する事項
- ⑩ その他必要事項

(3) 防災関係機関との協力

町は、県、県警察本部、東近江行政組合消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力して避難等の措置を実施する。また、実施に当たっては、避難誘導責任者を定めておく。

(4) 避難所への避難方法

対象住民等の避難は、原則として公共交通機関、自衛隊等により避難所まで輸送するが、町は、状況に応じ、自家用車での移動が可能であると認められる場合には、住民等に対し、自家用車での避難を指示し、交通誘導整理を行う警察官等の指示に必ず従うよう周知する。

なお、避難を実施するにあたり、自力で避難のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意し、東近江行政組合消防本部に対して原子力災害拠点病院等への輸送を依頼するとともに、県にその旨を連絡する。

(5) 避難所責任者の派遣

町は、避難の措置をとったときは、直ちに各避難所にあらかじめ定めた職員を避難所責任者として派遣し、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気の取り締まり、関係方面との連絡等にあたらせる。

(6) 避難所の運営

避難所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て避難所の運営を行う。

(7) 避難措置の実施状況の把握等

町は、避難誘導責任者、避難所責任者等を通じて、退避した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し個別訪問等を行い、避難の実施状況を把握す

る。

町は、併せて、避難所における安否情報、緊急に必要とする飲食物及び生活必需品の調達要望情報等、避難所運営に必要な情報を、避難所、町及び県との間において相互に伝達することにより、避難所の円滑な運営に努める。

2 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県及び町の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に避難させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、保護者等へ連絡する。

第5 広域一時滞在

町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第6 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、町が避難または屋内退避等の対象区域となった場合は、県、医療機関と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

- (1) 安定ヨウ素剤の配布および服用は、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が避難指示（緊急）と併せて指示する。
- (2) 町は県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断で、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。ただし、時間的制約等で医師の立ち会いができない場合は、あらかじめ定める代替の手続きにより指示する。

第7 避難行動要支援者等への配慮

町が避難対象区域となった場合は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、避難行動要支援者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町に対しすみやかにその旨を連絡する。

第9 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難の指示等した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。

第10 飲食物、生活必需品等の供給

町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第5節 治安の確保及び火災の予防

町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保及び火災予防については、県、県警察本部、東近江行政組合消防本部と協力し、防犯・防火に努める。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第1 飲食物の検査等

町は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

町は、県と連携し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取及び出荷制限を行う。

第2 飲食物の出荷制限等の解除

町は、原子力災害対策指針に基づいた OIL の値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第7節 救助・救急及び医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

- (1) 町が避難対象区域となった場合、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。
- (2) 町が避難対象区域となった場合、災害の状況等から必要と認められるときは、県、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 町が避難対象区域となった場合、町の消防力では対処できないと判断したときは、すみ

やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

- ① 救急・救助の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 町への進入経路及び集結（待機）場所
など

第2 医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

うわさ、デマ等による社会的混乱を防止し、心理的動揺を抑えるとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報のすみやかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制づくりに努める。

第1 住民等への情報伝達活動

- (1) 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。
- (2) 町は、住民等への情報提供にあたっては県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- (3) 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、大気中放射性物質の拡散計算による予測データ等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定並びに避難行動要支援者、一時滞在者、在宅での避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。
- (4) 町は、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について県と相互に連絡をとりあう。
- (5) 町は、情報伝達に当たっては、以下の方法で実施する。
 - ア 自治会（自主防災組織を含む）による情報伝達（電話等）

- イ 広報車による情報伝達
 - ウ テレビ、ラジオ（NHK 大津放送局、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀等。以下同じ）による情報伝達
 - エ Lアラート（TVデータ放送等）による情報伝達
 - オ ホームページやSNSによる情報伝達
 - カ 同報系防災行政無線による情報伝達（屋外拡声器）
 - キ 緊急速報メールによる情報伝達
 - ク 日野町行政情報メール配信サービス（日野め〜る）による情報伝達
 - ケ 日野町防災アプリによる情報伝達
 - コ 戸別受信機（緊急告知ラジオ）による情報伝達
- (6) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、区長を通じて住民等へ周知する。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、すみやかに住民等からの問い合わせに対応するための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第9節 避難住民の受入れ及び自発的支援の受入れ等

町は、緊急性の高い区域からの避難者の受け入れのための体制を整備する。

また、大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、町は、適切に対応する。

第1 避難住民の受入れ

町は、避難してきた住民の氏名、年齢、どこから避難してきたのか、避難にかかった時間、外部被ばく線量の把握等、住民の健康状態に係る状況把握に努め、内部被ばくによる影響を確認する必要がある住民の抽出(スクリーニング)を行い、必要であれば内部被ばくの確認もしくは原子力災害医療ができる病院へ搬送できる体制を県と連携して整える。また、避難所内に放射性物質を持ち込まないように、放射線量の把握を行うとともに、県と協力し除染体制を整備し除染を行う。

また、避難に際しての心のケアや安定ヨウ素剤を服用する場合を考慮した体制の確保に努める。

なお、原子力規制委員会では、緊急事態の環境における計測可能な判断基準(OIL:運用上の介入レベル)に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について「別表1 OILと防護措置について」の体表面スクリーニング・除染を要する基準(OIL4に相当)を設定している。

第2 ボランティアの受入れ

町は、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともにボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3 義援物資、義援金の募集

1 義援物資の募集

町が、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

2 義援金の募集

義援金については、報道機関等の協力を得て募集を行うことを原則とするが、補足的に町本部においても行う。義援金の配分にあつては、(配分)委員会を組織し、義援金の使用について定める。

第10節 行政機関の業務継続に係る措置

第1 避難先への退避

町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

第2 業務の継続

町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言後、県が国の統括の下、関係省庁及び原子力事業者と協力して行う環境放射線モニタリング結果の入手に努め、その情報を住民等にすみやかに公表する。

第3節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除去作業等について必要な措置を行う。

第4節 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

第2 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 町は、国及び県と連携し、被災した住民の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- 2 町は、国及び県と連携し、被災した住民の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 3 町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第8節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。